十五　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第四十四条から第四十六条の二まで

十六　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第三十一条、第三十二条第一項及び第三十三条

（災害対策基本法の一部改正）

**第八十一条**　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百九条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十三条及び第百十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

**第八十二条**　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第六号中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第四項中「、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収は、刑法第九条に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は」を「は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に定める懲役とし、当該罰則に定める禁錮は旧刑法第十三条に定める禁錮とし、当該罰則に定める罰金は刑法第十五条に定める罰金とし、当該罰則に定める拘留は旧刑法第十六条に定める拘留とし、当該罰則に定める科料は刑法第十七条に定める科料とし、当該罰則に定める没収は刑法第十九条に定める」に改める。

第百二条第六項中「懲役」を「拘禁刑」に、「一万円」を「二万円」に改める。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

**第八十三条**　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二号及び第四十七条第一号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

**第八十四条**　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十八条第一項、第八十九条第一項及び第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（株式会社産業再生機構法の一部改正）

**第八十五条**　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条第一項及び第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）

**第八十六条**　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

**第八十七条**　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第四号イ及び第十七条第二項第七号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正）

**第八十八条**　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第三項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条第一項中「の懲役」を「の拘禁刑」に、「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

（株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正）

**第八十九条**　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条第一項及び第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正）

**第九十条**　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

**第九十一条**　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

**第九十二条**　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第十二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十二条の五第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第十五項及び第十七項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十三条第四項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第十四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正）

**第九十三条**　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第三項、第五十七条並びに第五十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

**第二節**　公正取引委員会関係

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

**第九十四条**　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九条第一項、第九十条、第九十一条、第九十二条から第九十四条までの規定及び第九十四条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。